

自筆本『明月記』の余白

— 建久七年四月記を手掛かりに —

藤川 功和

はじめに

前稿^①では、冷泉家時雨亭叢書『明月記』中にみられる書き入れを六通りに分類した上で、原本に近いと考えられている正治元年二月記の二日分の記事を材料に、記事の作成過程の推定を試みた。考察に際しては、記事間の字の大きさに注目して、当日において不確定な情報に関して、定家は意識的に数行分の余白を予め空けておいて、後に記事を補記したのではないかと推測を示した。本稿では前稿の補足として、特に自筆本の余白に関して若干の考察を加える。

一 建久七年四月記の記事間の余白

冷泉家時雨亭叢書『明月記』所収の、建久七年四月記を例に、記事の紙数及び記事間の余白の長さを下段にあげる。なお、記事間の余白の長さは、影印をもとに物差しで測ったもので、厳密な数値ではない。一つの目安としてみていただきたい。

〈建久七年四月記の記事間の余白数値表〉

日付	紙数	前頁の記事との隔(単位リ)	日付	紙数	前頁の記事との隔(単位リ)
不明	1		22日	5 6	20
14日	1	12	23日	6 8	1弱
15日	1 2	4	24日	9 12	20
16日	2	1	25日	12 13	10
17日	2 4	6	26日	13 14	12
18日	4	2	27日	14	5
19日	4	1弱	28日	14	4
20日	4		29日	14	3
21日	4 5	6	30日	14	8

一覧すると、記事間の余白は、平均値約8・6ミリとなる。この平均値よりも明らかに数値が高いのは、二一日条と二二日条の間、二三日条と二四日条の間の二例である。では次節で記事の内容も含めて検討してみよう。

二 記事間の余白の意味

〈建久七年四月記第5紙〉

大蔵卿等云々、

次寄御車、取松明出南庭、長経朝臣

付頼、大臣殿令寄御車給、公卿列立、右大将、

源中納言、藤宰相、左大弁、新宰相中将^②、頭亮等

(5紙)

立、門出^門騎馬、洞院北行、三条西行、油小路北行、

入御西門、於門外取炬火、列立如恒、殿上人

雅行朝臣、成家、信清、宗国、隆衡、知光、長兼、

朝経、宗方、実宣、資家、有雅等也、

寄御車訖分散、即大臣殿御退出、参御共

帰家、■■帰参八条院、女房料献

出車了、

女院今夜御幸室町亭、平家後家

八条殿有例夢、神借之由雜人等称之云々、

慎事也、如何々々、

(余白 20ミリ)

廿二日、天晴、

申時許参殿、相次参勘解殿、昏黒参内、

(後略)

(5紙)

二二日条の5紙には一二行目まで、4紙からの続きで後鳥羽院皇

女皇子内親王入内に関する子細が記されている。残り三行には、八

条院が平頼盛の後家の邸へ行幸した事を伝える記事、及び八条院の

夢に関する記事が記されている。特に後半の八条院の見たとされる

夢について、定家は「例夢」と記述している。³⁾ 『明月記』の他の箇

所で八条院の夢に関する記述はみられず、当該記事に関しても子細

は不明であるが、定家自身「慎事也」と記していることから、憚ら

れる内容であったことは予想される。

定家は「例夢」があったことを伝え聞いたのみで、内容は詳述されてい
ない。記事末尾の長めの余白は、後に「例夢」について補記を
加えるために用意されたものと考えられる。

(建久七年四月記第8紙、第9紙)

(前略)

大臣殿御車過了後、依甚雨帰家了、

公卿車等不見、後日可尋記、

今日宗方隨身、垂袴、壺胡録(録)、令持平胡録(録)、

朝経隨身、狩胡録(録)、市比、令持壺胡録(録)、

兩人一門也、作法已異、

後聞、近衛大納言、坊門大納言、民部卿、別当、

中宮権大夫、源宰相、左大將左兵衛督、皇太后宮大夫、

右三位中将、六条三位、修理大夫、新三位中将、

新宰相中将云々、

(余白 20ミリ)

廿四日、朝間微雨、日暮漸止、未後天晴、

(後略)

この記事間の約20ミリの余白は、一見すると紙と紙の境目である
ことから生じたものと思われる。しかしながら、3紙と4紙のよう

に、紙と紙を境にして記事の日付が変わっている場合でも、殆ど余

白がない例もあり、個々の例によって事情は異なっていると考えら

れる。以下、記事内容をみてみよう。

(8紙)

(9紙)

8紙には、賀茂祭に関する記事が記されている。定家は賀茂祭の大臣行列を見物していたが、公卿以下の行列については、「依甚雨帰家」のため、「後日可尋記」としている。8紙の最後四行は、「後聞」「云々」とあるように、定家が見なかつた公卿行列について、後日記したものと考えられる。

おそらく、「兩人一門也作法已異」まで記した定家は、公卿行列の情報を書き記すために、8紙最後までスペースを空けて、翌日の記事は紙を変えて記したものと思われる。この記事間の大きめの余白はそのようにして記された名残であろう。

三 むすびにかえて

以上、建久七年四月記を例に、記事間の余白の中に、補記のために準備されたものが存する可能性を指摘した。余白が極端に多い記事全てに今回のような推定が成り立つかについては、さらなる検討が必要となる。また、今回は扱わなかつたが、逆に記事間が極端に狭い場合は、前稿でも指摘したように、そこに記事の補記が存する場所があるものと思われる。一口に自筆本といつても、その様態は様々であり、今後は清書本が否かといった点に注意を払いつつ、各々の巻について検討する必要がある。

※『明月記』本文中、「■」は墨消しを、「・」は補入符号をそれぞれ指す。また、字体は現行の活字体に改め、私に句読点を付した。

〔注〕

(1) 拙稿『明月記』の記事作成に関する一考察―自筆本正治元年二月一六日、一七日程を例に―(『古代中世国文学』16 平12・12)。

(2) 五味文彦氏『明月記の史料学』(青史出版・平12)、尾上陽介氏『明月記』原本の構成と藤原定家の日記筆録意識(『明月記研究』5 平13・11)参照。

(3) 平頼盛は八条院乳母子大納言局を妻としている。頼盛と八条院との関係については、『明月記』(治承四年)を読む(『明月記研究』4 平12・11)に指摘がある。

(4) 「例夢」は「靈夢」の当て字の可能性もあるが不明。

(5) 定家が、「例の夢」と記述しているとすれば、以前から八条院の夢についてある程度情報を得ていたことになる。或いは、建久三年以前にあった式子内親王の八条院呪詛事件が背景にあるか。『明月記』(建仁二年八月)を読む(『明月記研究』1 平9・11)参照。

(6) 尾上氏前掲(2)論文参照。

——ふじかわ・よしかず、広島大学文学部国文研究室勤務——